

# 身体拘束最小化への取り組み

～患者さんの尊厳と安全を大切にします～

当院は「愛の心・手」で病める人々に寄り添う医療を理念とし、  
身体拘束は **やむを得ない場合を除き、基本的に行いません。**

## 当院の取り組み

身体拘束を検討する場合は、以下の手順と基準に基づき、最小限にとどめるよう努めています。

### 1 必要性の検討

医療者が以下のような止むを得ないと考える場合に検討します。

- ドレーンやチューブ抜去による重大な危険
- 自害・他害の危険
- 重篤な転倒・転落の危険
- せん妄、意識障害、認知機能の低下など



### 2 3つの要件の確認

以下の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 切迫性**  
生命にかかわるような身体的な危険が高いこと
- 2 非代替性**  
他に方法がないこと
- 3 一時性**  
期間が限定されていること



### 3 多職種での検討とご説明・同意

多職種で検討し、患者さん・ご家族へ説明のうえ、同意を得て実施します。



### 4 継続的な評価と解除への取り組み

毎日評価し、解除に向けて取り組みます。



## 身体拘束実施時に必要なこと（必ず行います）



医師の指示



患者さん・ご家族への説明



同意の取得



代替案の実施



最小限の方法選択

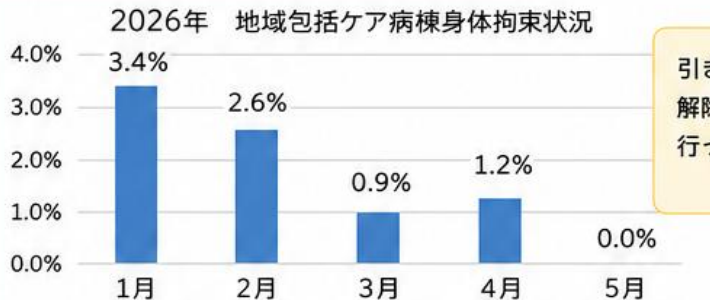


記録の作成

## 当院の地域包括ケア病棟の身体拘束最小化のとりくみ

当院の地域包括ケア病棟では、身体拘束の最小化に向けて取り組んでいます。

今後も、より安心して治療・療養いただけるよう、努めてまいります。



引き続き、毎日の評価と解除に向けた取り組みを行ってまいります。



私たちは、患者さん一人ひとりの思いに寄り添い、  
尊厳を守りながら、安全で安心できる医療の提供に努めてまいります。

